

常處分をなし事後承諾を議會に求めしむるものなり吾憲法は第三の方法に屬す然して非常處分をなすの方法又付ても亦た國に依て異なれり第一にハ準備金を置いて緊要の場合には一定の條件に従ひ政府之を使用することなり普國にハ古來軍用準備金ありたるが近年佛國より得たる償金の一部分を以て之に充てたり第二ハ新稅又ハ增稅を許すこと第三國債の募集を許すこと(紙幣發行とも含蓄す)第四別に處分の區域を定めざるもと吾國は此第四の方法を採用す故に戰爭若くは國家非常の場合に當りては國債を募集するも紙幣を發行するも國家の負擔となるべき契約と結ぶも租稅と起すも稅率を増すも皆議會の協賛を經由して政府の專斷を以て此う處分をなすことを得其權力各國に比類なし非常處分をなし事後承諾を求める場合に議會は其承諾を拒むことを得べきか曰く非常處分よして憲法に矛盾したる時又は本條に掲げたる要件を欠きたることを發見したる時仮令ば臨時召集の違ありしそ之を召集せざりしが如き又は其他の立法上の意見に依て仮令ば内國債と募集すべきに外國債を募集したるの点を理由として此が承諾を拒絶し得るなり

### 第七十一條 帝國議會に於て豫算を議定せず又は豫算成立

よ至らざるとときは政府は前年度の豫算を施行すへし

豫算ハ一定の手續を經て完成するものなるも若し此手續を履まぞして無豫算に至るの場合なき又非也即ち本條ある所以な

豫算を議定せざると云ふハ議會自ら議決の結局とあざむして閉會に至る時と云ふ仮令バ議會が豫算の全部を議了せざるに既に閉會の時機に至りたる如き兩院の協議成らぞして豫算を議定せざるが如き會計年度の既に始まるに未だ該年度の豫算と議了せざる時の如し豫算の成立に到らざる場合にニあり第一は兩議院の一に於て豫算と廢棄したるとき第二は議會未だ豫算を議決せざして停會又は解散を命ぜられたるとき之なり但し之と命ぜられたる后再び開會して豫算を議了したるときは豫算ハ成立したもの故本條を適用すると得矣

右の豫算を議定せざる場合及び豫算不成立の場合には共に前年の豫算と施行す其理由は豫算は國家の存立と行政の機關とを運轉するに一日も歟くべからざる者なる又豫算なきハ國家の存立と危くするものあるを以て即ち國家機關の一部な

る議會が國家全体を破壊せんとするものなるを以て特に本條を設けて之を豫防したるものなり豫算を以て一個の法律となす國に於ては無豫算の場合に在ては國家ハ一錢の歲入をも得ること能はず又々歲出をなすも能はず即ち豫算と以て憲法及び法律の運轉と中止せざるを得ぞ普國に於て千八百六十二年より同六十六年迄は豫算成立せざりしを以て政府ハ非常の處分を用ひ以て行政機關を運轉せしめたり又た北米合衆國にては千八百七十七年に議會か陸軍の豫算を議定するあどを遷延したる故三ヶ月間兵士に給料と與ふるあど能りざりしと云ふ前に述へたる普國又於て豫算成立せざりし時に當り政府ハ獨斷を以て豫算と調制し國家の必要に應したる理由は元來一國の歲出ハ憲法及び法律に由て定まるものにして豫算は單に形式上に於て其額と定むるのみ故に豫算を以て仮令一個の法律となすと雖も豫算は性質上憲法及び法律に従はざると得ず然るに今豫算を以て憲法及び諸般の法律と變更せんとするは國家の目的と反する者なるを以て政府ハ憲法及び法律の命ぜる處に從て行政をなしたる旨を主張せり且つや法律を變更廢止するは兩院の議決と國王の裁可とを必要とするも今若し豫算を以て凡の

## 會

計

(一八一)

法律を廢止するとせば即ち衆議院に凡ての法律を廢止するの權利を與へたる者と云ハざるべからモ是れ普國憲法の許さゝるところあり理由ハ何れなるにもせよ千八百六十二年より同六十六年に至る迄は宰相ビスマルク議會の協賛を経て豫算を定め大に世論を惹き起したると以て既に或小國に於ては豫算不成立の場合に備ふるため前年度豫算施行の方法を規定せり吾憲法も亦た本條を以て明に前年度の豫算を施行することを定めたると以て將來吾國は不幸なる無豫算の境遇に陥る憂なし

豫算不成立か二ヶ年以上に繼續しある場合に何を以て前年度豫算とすべきや曰く毎年其前年度の豫算と以て其年の豫算となすか故に翌年に對して其年の豫算は前年度の豫算となるなり

前年度の豫算を施行する場合又毎年支出額の異なる繼續費は如何にすべきか仮令ハ本年二十万圓の支出にして來年二十五万圓の支出をあすべき繼續事業ある場合に來年又於て不成立の時は二十万圓を以て其年の支出とすべきか將た二十五万圓を以てすべきか曰く二十五万圓を以て其年の支出と以べし又茲に一の問

題あり前年度に於て豫算外に起りたる歳出もして后國會の承諾と經たる者の前年度の豫算を施行するに當り此歳出とも支出し得るや否や曰く本條の明文により前年度の豫算を施用するに止り豫算の外の支出をなすを得ざるものとす

**第七十二條** 國家の歳出歳入の決算へ會計検査院之を検査確定し政府は其検査報告と俱よ之を帝國議會に提出すべし

#### 會計検査院の組織及び職權は法律を以て之を定む

議會か會計を監督するに期前監督と期後監督との二あり期前監督とは次年度の豫算と承諾するを云ひ期后監督との前年度の決算を審査するを云ふ此審査と行ふために政府の會計検査院の検査を經たる處の決算と該院の報告とを併せて議會より提出するの義務あり此の如く検査院の議會か立法上の監督をなす準備となものにして専ら政府のためより検査するものに非ず且つ内閣の經費の如きも之を検査せざるへからざるか故に内閣とは全く獨立し居るなり然れども又た一方に於ての内閣のために各省の會計と検査するの責任を有すると以て全く帝國議會のみの機關に非ず是と以て検査院は内閣に屬せず議會に屬せぞして議會と行政との上に獨立する所の天皇より直隸す明治廿二年五月法律第十五号と以て會計検査院の組織を定むるに當ては裁判所と同しく獨立の官府となり其組織の合議體にして會計官も裁判官の如く獨立の地位を有す検査院の職掌は會計検査院法第十三條及び第十四條に在り之を分て三とあるす第一は計算上の検査第二法令上の検査第三豫算上の検査あり第一の各種の行政官が既に検査したる者を再び検査して計算上の錯誤なきことを確定するものなり第二は行政官の歳出入に對したる行爲は果して法律の規定に由りたるか又たゞ法律の目的に適したるかを検査するより第三は歳出入の額は豫算に定めたる款項の高と違はざるや否や及び豫算外に支出したるや否やを検査するに在り以上の職掌を全ふするために行政官に對しては報告をなさしむるの權利あり検査院法第十九條と曰く検査院は各官廳として検査上必要な簿書及び報告をなさしめ及び主任官吏の辨明書を求むるよとを得検査院長の検査上必要と認むるときは主任官吏を派出して實地検査をなすよとを得同第二十二條に曰く出納官吏が計算書及び証據書の提

出を怠り又は様式を守らざるときは検査院は長官をして懲戒處分を行へしむることを得検査確定の効力は行政官は上官に對して責任を解除し行政部内に於て充分なる効力を有を阻し刑法上又は民事上の責任を免るゝと得ぞ検査院法第二十條より検査院は出納官吏の計算書と及び証據書類と検査し正當なりと判決したるときい該官吏に對して認可狀を附し其責任を解除すとあり終りに一の問題と云ふべきは政府は其検査確定と共に之を帝國議會に提出すべしとあるが議會之を受理して如何ある處置をあすべき者なるゝと云ふこと之なり若し議會より検査其當を得ぞ計算上に錯誤ある豫算の規定に反するの支出あるを發見したるときは如何にすべきか即ち検査院の検査と以て最終の判決となすべき將た議會をして最高の検査院たらしめ検査院の議決と左右するの權力あるや否やの問題之なり或論者は議會より此權力ありと云ふと雖とも本條に於て會計検査院が検査確定すとあるを以て検査院の判決を以て最終の判決となさるを得ぞ議會よりて若し其決算に不當なる理由を見出したるときは政府に對して其責任を負はしむるのみなり、

## 第七章 補則

## 第七十三條 將來此憲法の條項を改正するの必要あるときは

ハ勅令を以て議案を帝國議會の議よ附をへし

此場合に於て兩議院は各其總員三分二以上出席するゝ非  
れば議事を開くを得ず出席議員三分二以上の多數を經る  
よ非れば改正の議決をなすことを得そ

本條ハ憲法修正案の發議者と及び修正の方法を規定したるものなり抑も憲法ハ國家根本の組織を定むるものあるか故に容易に之を變更するの不可なる素とより言と俟たまと雖も世運の變遷と共に其條項を變更するは又た已むへかゝるゝ事よして如何に嚴重なる個條と設て其變更を妨るとも到底其効なきなり故に憲法を有する國は何れの國にても憲法改正の手續を設く吾帝國憲法は天皇の欽定し玉ひたる者なるか故に改正の權は獨り天皇に屬し議會は改正の上奏をなし得るも改正案を提出するを得ぞ阻し之を改正するゝは帝國議會の協賛を要し出席可決共に三分二以上の多數の同意と經ると必要とせり是れ尋常立法の手續と

大に異なる点にして憲法改正手續を特に鄭重にしたるなり憲法學者の憲法を軟憲法硬憲法とに區別するが吾帝國憲法佛米獨普憲法は皆憲法改正手續と以て尋常立法手續よりも困難となすが故に之を硬憲法と云ふ不文憲法の英國の如きは憲法と通常法律との區別なきが故に之を改正するの手續にも又た區別なく尋常立法の手續を以て憲法を改正し得るが故に之を軟憲法と云ふ普國憲法第百七條に憲法は法律を制定する通常の方法と以て改正す但し少くとも廿一日間を隔て、二回の投票をあし過半數の同意を要す改正案の提出權の國王及び各院にあること尋常法律案と同ト佛國憲法第八條には大統領の請求か又は議員の發議に基き兩院各自の會に於て憲法改正の必要あるや否やを議し兩院過半數以上にて可決すれば兩院の合併總會を組織して其過半數を以て可決す米國に於ては兩院の議員三分二以上又ハ各州立法會の三分二以上の請求ありたるときは特に憲法脩正會を召集し改正の議案をし發し而して各州の立法四分三か或ハ憲法修正會の四分三以上の同意と以て之を決す

茲に憲法改正に關する一問題あり直接又は間接ニ憲法を變更するの法律に議會

之と協賛し天皇之を裁可して以て本條の制限を逃る、處の違憲の法律を公布したるときは其効力如何との問題之なり既に述へたるが如く米國に於ては判事の法令審査權強大にして法律の精神は憲法に反するや否やを審査し違憲なりと判定するときには此か適用を拒むの權利と有すれども吾國及び其他の諸國に於てハ裁判官に此權力あきと以て實質上は違憲の法律たりとも形式上合憲の法律なるときハ此ヶ適用を拒むを得ざるなり

#### 第七十四條 皇室典範の改正ハ帝國議會の議を経るを要せず

##### 皇室典範を以て此憲法の條規を變更するを得ず

皇室典範は皇室一家の規則にして若民間の權利義務を定る者に非す是と以て典範を公布し人民に知らしむるの必要なく又た之を改正するにも帝國議會の議を經るを必要とせば但し典範を以て直接又は間接に憲法を改正するが如きことある時は憲法の基礎を危ふし從て臣民の權利を弱くするの恐れるを以て本條に於て典範を以て憲法の條規を變更すると得せと定む故に二者相衝突せるときは憲

法と以て有効となす次々典範と法律との關係如何と云ふに典範の公布したる者に非ひと以て裁判官及び人民は遵守の義務と有せ是を以て典範に掲る個條にて往々普通法律の例外規則を定め居るもの之れを法律に掲げざる間は裁判官及び人民に對して効力を生ぜざるものとす但し天皇は主權者にして臣民に非るを以て臣民の權利義務を定むる處の法律の規定を受けを

第七十五條 憲法及び皇室典範ハ攝政を置くの間之を變更することを得ず

憲法第十七條に攝政は天皇の名に於て大權を行ふとありて攝政の主權者に非にして主權使用の代理人なり故に主權の本體を定むる憲法を改正するを許さず且つ大權の使用者なると以て皇室の家法を變更すると許さるは勿論なり

第七十六條 法律規則命令又は何等の名稱を用ゐたるに拘らす此憲法と矛盾せざる現行の法令ハ總て遵守の効力を有す

歲出上政府の義務と係る現在の契約又ハ命令ハ總て第六

### 十七條の例によ依る

維新の後より法令の名稱を異にせることは擧て數々べからず明治十九年二月勅令第一号公文式を以て始めて法律命令の名稱を區別せるも何とか法律と云ひ何とか命令と云ふに至ては未だ一定の標準を有せず又た元老院は立法の府なりと云へるも法律にして該院の議に附せざる者より勅令にして其議決に附したる者わりて其權限一定せず之を要するに憲法施行前に在ては法律と命令とは其名を異にして其實と同ふする者より過ぎず故に名稱の異なるに從て固より其効力に輕重の區別なし之を輕重するを得るは憲法施行後議會開設の時を俟て始めて爲すべき者あら然るに今謂て今日より一々憲法の定むる處に從て其名稱を亂すは徒に事を好む者にして無用の勞と云はざるを得ぬ故に本條に於て何等の名義を用ひたるに拘らず即ち形式上に於てハ憲法と反するも其實質にして憲法に矛盾せざる以上は凡て遵守の効力ある者とせり例之ば現行徵兵令及び租稅法の如きハ法律と云ふも其實帝國議會の協賛を経ざるものたるを以て法律たるの形式を備へ●形式上に於て憲法の規定に反するも尚ほ臣民をして之を遵守せしむるが如し

2320

法 憲

帝

35892

## 大日本帝國憲法（完結）

又た憲法の効力を生ずる時期に於る歲出上にて政府の義務と係る現在の契約又は命令の總て第六十七條の例に由て依然として其効力を繼續す  
 次に憲法有効の前に發布したる法令にして憲法有効後に改正せんとする場合には如何なる名稱を用ふべきかと云ふに譬へ命令の名稱を用て發布したる者にて憲法にて法律たることを必要とする者は法律を以て改正するに非れば之を改正するを得毛之に反して法律の名稱を以て發布したる者にて憲法にて法律たることと必要とせざる者は命令を以て變更するを得べく特に法律を以て之を改正するの必要なし故に將來に於て憲法有効前に發布したる法令を改正するには其名稱如何に拘泥せず憲法に於て法律たるあとを要するや否やを以て之を決するの標準となさるべからず



明治二十九年十一月十五日後ヨリ四行目  
P. 参

